

広島市民間建築物耐震診断補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地震に対する建築物の耐震化を促進することにより、災害に強いまちづくりを進めることを目的に、建築物の所有者等である施行者が行う当該建築物の耐震診断に要する経費に対し、予算の範囲内で広島市民間建築物耐震診断補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、広島市補助金等交付規則（昭和36年広島市規則第58号。以下「規則」という。）に規定するもののほか必要な事項を定めるとともに、規則第27条の規定に基づき手続の特例を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 耐震診断 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。以下「耐震改修促進法」という。）第2条第1項に規定する地震に対する安全性を評価することをいう。
- (2) 補助事業 国土交通省所管である社会資本整備総合交付金交付要綱（平成22年3月26日付け国官会第2317号）又は地域防災拠点建築物整備緊急促進事業制度要綱（令和3年3月31日付け国住街第222号、国住市第155号）若しくは地域防災拠点建築物整備緊急促進事業補助金交付要綱（令和3年3月31日付け国住街第223号、国住市第156号）の規定により、広島市建築物耐震改修促進計画（第3期）（以下「市促進計画」という。）に基づき、耐震診断に要する費用の補助を受けて耐震診断を実施する広島市民間建築物耐震診断補助事業をいう。
- (3) 耐震診断者 建築士事務所に勤務する者で、別表に定める要件を満たす一級建築士、二級建築士をいう。
- (4) 施行者 以下のいずれかの者をいう。
 - ア 補助事業を行う建築物の所有者
 - イ 建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）に規定された、建物、敷地等を管理するために区分所有者全員で構成された団体（以下「管理を行う団体」という。）
 - ウ その他市長が適当と認める者
- (5) 緊急輸送道路 広島市地域防災計画において第1次緊急輸送道路又は第2次緊急輸送道路に指定された道路で、市促進計画に掲げる道路をいう。

(補助対象建築物)

第3条 この要綱に定める補助事業の対象となる建築物（以下「補助対象建築物」という。）は、本市の区域内に存する民間建築物（国、公共団体、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。）、地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。）その他国又は地方公共団体の設立、出資等に係る法人の所有に属する建築物以外の建築物をいう。）で、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる要件のすべてに該当するものをいう。

- (1) 緊急輸送道路沿道の建築物
 - ア 昭和56年5月31日以前に着工されたもので、建築基準法（昭和25年法律第201

- 号) 第7条第5項の検査済証の交付を受けたもの又は別表に定める要件を満たす一級建築士、二級建築士が建築時における建築基準法の規定に適合していることを証したもの
- イ 耐震改修促進法第14条第1号の規定による多数の者が利用する建築物の用途に該当するもの
- ウ イの用途に供する部分の延べ面積が1,000平方メートル(幼稚園、保育所にあつては、500平方メートル)以上であり、かつ、地階を除く階数が3(小学校、中学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校(以下「小学校等」という。))、幼稚園、保育所、老人ホーム等の老人福祉施設その他これらに類するものにあつては2、一般公共の用に供される体育館にあつては1)以上の建築物であるもの
- エ 敷地が緊急輸送道路に接しているもので、地震時の倒壊により、当該道路の通行を妨げるおそれのあるものとして、耐震改修促進法第5条第3項第2号の規定により政令で定める建築物に該当するもの
- (2) 前号に掲げる建築物以外の建築物
前号に掲げる要件のうち、アからウまでのすべてに該当するもの

(事業要件及び補助額)

第4条 補助金の交付の対象となる事業は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 施行者が補助対象建築物について、耐震診断者に依頼して行う耐震診断で、既存建築物耐震診断・改修等推進全国ネットワーク委員会が登録した耐震判定委員会その他市長が認める機関(以下「第三者評価機関」という。)において適切である旨の評価を受けたもの
- (2) 本市、国、本市以外の地方公共団体等から補助金その他これに類するものの交付を受けていないもの
- (3) 補助金の交付の決定を受けた会計年度の末日までに、事業を完了し、かつ、補助金の額の確定を受けたもの
- 2 補助金の対象経費は、耐震診断に要する経費とし、補助金の額は、次の各号に掲げる補助対象建築物に応じ、予算の範囲内においてそれぞれ当該各号に定める額(その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。
- (1) 前条第1号に該当する補助対象建築物
耐震診断に要する経費に2/3を乗じて得た額(その額が200万円を超えるときは、200万円)
- (2) 前条第2号に該当する補助対象建築物
耐震診断に要する経費に2/3を乗じて得た額(その額が100万円を超えるときは、100万円)
- 3 前項の耐震診断に要する経費は、次の各号に掲げる補助対象建築物の床面積の部分に応じ、当該各号に定める額により算出した累積加算額を限度とする。ただし、第三者評価機関の評価等に要する経費については1,570,000円を限度として加算することができる。
- (1) 床面積のうち、1,000平方メートルまでの部分 1平方メートルにつき3,670円
- (2) 床面積のうち、1,000平方メートルを超え2,000平方メートルまでの部分 1平方メートルにつき1,570円
- (3) 床面積のうち、2,000平方メートルを超える部分 1平方メートルにつき1,050円

(補助申請者の募集)

第5条 市長は、耐震改修促進法第14条第1号の規定による多数の者が利用する建築物の用途に応じ、募集期間を定めて補助申請者を公募するものとする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、補助対象建築物ごとに、広島市民間建築物耐震診断補助金交付申請書(別記様式第1号)に次に掲げる書類を添付して市長に提出し、補助事業の着手(補助事業の契約)の前に補助金の交付の決定を受けなければならない。

- (1) 当該補助対象建築物に係る登記事項証明書その他当該補助対象建築物の所有者が確認できるもの(申請日から3月以内に交付されたものに限る。)
- (2) 当該補助対象建築物の所有者(区分所有されている補助対象建築物にあつては、当該補助対象建築物の管理を行う団体の代表者)について、本市市税の滞納がないことを証する書類(申請日から3月以内に交付されたものに限る。)
- (3) 区分所有されている補助対象建築物にあつては、当該補助対象建築物の管理を行う団体の総会の決議書
- (4) 当該補助対象建築物の建築基準法の規定による確認済証その他市長が同等と認める書類
- (5) 当該補助対象建築物の建築基準法の規定による検査済証その他市長が同等と認める書類
- (6) 当該補助対象建築物の付近見取図、配置図、各階平面図、立面図、断面図、現況外観写真等
- (7) 耐震診断に要する経費に係る見積書
- (8) 耐震診断者の要件を確認できる書類
- (9) 課税事業者届出書(消費税及び地方消費税の課税事業者に限る。)
- (10) その他市長が必要と認める書類

2 前項の補助金の交付を受けようとする者は、交付を受けようとする補助金に係る消費税仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税等のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計金額を補助対象経費の消費税等相当額に対する補助額の消費税等相当額の割合で按分して得た金額をいう。以下同じ。)がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

3 この要綱に基づく補助金の交付は、1の補助対象建築物につき1回限りとする。

(交付の決定等)

第7条 市長は、前条第1項の申請書の提出があつた場合には、これを審査して補助金を交付するかどうかの決定をするものとし、補助金を交付すると決定したときは広島市民間建築物耐震診断補助金交付決定通知書(別記様式第2号)により、補助金を交付しないと決定したときは広島市民間建築物耐震診断補助金不交付決定通知書(別記様式第3号)により、当該申請を行った者に通知するものとする。

2 補助金の交付に当たっては、次の条件を付するものとする。

- (1) この補助金は、広島市民間建築物耐震診断補助事業に要する経費に充てること。
- (2) 補助事業に要する予算を変更し、又は補助事業の内容を変更しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けること。

- (4) 補助事業が予定の期間内に完了しないとき、又は補助事業の遂行が困難となったときは、遅滞なく市長に報告してその指示を受けること。
- (5) 補助事業について、その都度収支を明らかにした領収書等の書類を取りそろえ、また帳票を備えてその予算の出納の一切の事項を明確に記入しておくこと。
これらの書類及び帳票は、補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後、5年間保存しておくこと。
- (6) 規則第18条第1項各号のいずれかに該当すると認められるときは、補助金の全部又は一部の返還を命ずることがあること。
- (7) 補助事業が完了したときは、その完了の日から40日以内（中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から40日以内）又は補助金の交付の決定を受けた会計年度の2月末日のいずれか早い日（市長がやむを得ないと認める場合にあっては、市長が指定する日）までに、補助事業実績報告書に第10条第1項に掲げる書類を添えて市長に提出すること。
- (8) 第6条第2項ただし書きの規定により申請した者は、補助金の交付決定額について、補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかになった場合には、これを上記の補助金交付決定額から減額して実績報告すること。
- (9) その他、規則及びこの要綱を遵守すること。

3 市長は、前項に定める条件のほか、補助金の交付の目的を達成するために必要な条件を付することができる。

（補助金の経理等）

第8条 補助金の交付の決定を受けた者は、補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類及び帳票を備え、補助事業の完了の日から起算して5年を経過した日の属する会計年度の末日まで保存しなければならない。

（補助事業内容の変更の承認）

第9条 補助金の交付の決定を受けた者は、決定後において規則第12条第1項各号に掲げる変更等を行う場合は、遅滞なく広島市民間建築物耐震診断補助事業変更（中止・廃止）承認申請書（別記様式第4号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の承認をしたときは、広島市民間建築物耐震診断補助事業変更承認通知書（別記様式第5号）により、当該申請を行った者に通知するものとする。

（実績報告）

第10条 補助金の交付の決定を受けた者は、補助事業が完了したときは、その完了の日から40日以内（中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から40日以内）又は補助金の交付の決定を受けた会計年度の2月末日のいずれか早い日（市長がやむを得ないと認める場合にあっては、市長が指定する日）までに、広島市民間建築物耐震診断補助事業実績報告書（別記様式第6号）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 耐震診断の結果報告書及び耐震診断の結果について、第三者評価機関から適切である旨の評価を受けたことを証する書面の写し
- (2) 耐震診断の実施に関する契約書の写し
- (3) 耐震診断の実施に要した経費に係る請求書又は領収書の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 前項の実績報告書を提出する者のうち、第6条第2項ただし書きの規定により申請をした者は、補助金の交付決定額について消費税仕入控除税額が明らかになった場合には、これを補助金の交付決定額から減額して報告しなければならない。

(補助額の確定の通知)

第11条 市長は、前条の実績報告書の提出があった場合には、当該報告に係る補助事業の成果が補助金交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するかどうかの確認をするものとし、適合すると確認したときは、交付すべき補助金の額を決定し、広島市民間建築物耐震診断補助金額確定通知書(別記様式第7号)により、当該補助金の交付の決定を受けた者に通知するものとする。

(補助金の交付請求)

第12条 前条の補助金の額の確定通知を受けた者は、遅滞なく広島市民間建築物耐震診断補助金交付請求書(別記様式第8号)を市長に提出し、補助金の交付を請求しなければならない。
2 市長は、前項の規定による申請者からの請求書受理後30日以内に、補助金を支払うものとする。

(交付決定の取消し等)

第13条 市長は、規則第12条第3項の規定により補助金の交付の決定を取り消し、又は変更したときは、広島市民間建築物耐震診断補助金交付決定取消(変更)通知書(別記様式第9号)により、当該補助金の交付の決定を受けた者に通知するものとする。
2 市長は、規則第18条第1項の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消したときは、広島市民間建築物耐震診断補助金交付決定(全部・一部)取消通知書(別記様式第10号)により、当該補助金の交付の決定を受けた者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第14条 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、広島市民間建築物耐震診断補助金返還命令書(別記様式第11号)により、期限を定めてその返還を求めるものとする。この場合において、当該返還を求める補助金に係る加算金及び延滞金の納付については、規則第20条の規定による。

(消費税相当額の確定に伴う補助金の返還)

第15条 補助金の交付を受けた者は、補助事業完了後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、広島市民間建築物耐震診断補助金消費税仕入控除税額報告書(別記様式第12号)により、速やかに市長に報告するとともに、市長の返還命令を受けてこれを市に返還しなければならない。

(暴力団の排除)

第16条 市長は、補助申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、この要綱に定める他の規定にかかわらず、補助金を交付しないものとする。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)又は同条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)
- (2) 広島県暴力団排除条例(平成22年広島県条例第37号)第19条第3項の規定による公表が現に行われている者
- (3) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

2 市長は、補助金の交付の決定を受けた者が前項各号のいずれかに該当すると認めたときは、

第7条に規定する交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(委任規定)

第17条 この要綱の施行に関し必要な事項は、都市整備局指導担当局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年5月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年7月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年3月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年11月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、広島市建築物耐震改修促進計画（第2期）策定の日（平成28年4月20日）から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月3日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年10月9日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年5月1日から施行する。

別 表（第2条関係）

区 分	要 件
一級建築士、二級建築士	<p>建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第2項、第3項又は第4項に規定する一級建築士、二級建築士であつて、次のいずれかに該当する者</p> <p>ア 地方公共団体または財団法人日本建築防災協会等の主催する鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造に関する耐震診断基準、耐震改修設計指針等の講習会を受講した者</p> <p>イ 鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造の建築物について耐震診断を実施し、社団法人広島県建築士事務所協会、財団法人日本建築防災協会、財団法人日本総合試験所等の公益性を有する耐震診断評価機関において、適切である旨の耐震診断評価を受けた実績がある者</p>

別 記

様 式	書 類	関係条文
様式第1号	広島市民間建築物耐震診断補助金交付申請書	第6条
様式第2号	広島市民間建築物耐震診断補助金交付決定通知書	第7条
様式第3号	広島市民間建築物耐震診断補助金不交付決定通知書	第7条
様式第4号	広島市民間建築物耐震診断補助事業変更（中止・廃止）承認申請書	第9条第1項
様式第5号	広島市民間建築物耐震診断補助事業変更（中止・廃止）承認通知書	第9条第2項
様式第6号	広島市民間建築物耐震診断補助事業実績報告書	第10条
様式第7号	広島市民間建築物耐震診断補助金額確定通知書	第11条
様式第8号	広島市民間建築物耐震診断補助金交付請求書	第12条
様式第9号	広島市民間建築物耐震診断補助金交付決定取消（変更）通知書	第13条第1項
様式第10号	広島市民間建築物耐震診断補助金交付決定（全部・一部）取消通知書	第13条第2項
様式第11号	広島市民間建築物耐震診断補助金返還命令書	第14条第1項
様式第12号	広島市民間建築物耐震診断補助金消費税仕入控除税額報告書	第15条
参考様式	課税事業所届出書	第6条